監査公表第４号

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表について

住民監査請求に係る監査の結果に基づき講じた措置について、糸魚川市長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 28 年 11 月 30 日

糸魚川市監査委員　齋藤　隆嗣
糸魚川市監査委員　髙澤　　公

能　第　294　号
平成 28 年 11 月 30 日

糸魚川市監査委員　齋藤　隆嗣　様
糸魚川市監査委員　髙澤　　公　様

糸魚川市長　米田　徹

住民監査請求監査結果の勧告に基づき講じた措置について（通知）

平成 28 年 10 月 11 日付け監第 30 号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第 242 条第９項の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知します。

記

1　勧告
(1) 措置すべき事項
平成 27 年８月 12 日以降に利用した客室の諸費用（前支配人が飲酒をした場合に限る）を返還するよう前支配人に対し請求されたい。
(2) 措置期限
平成 28 年 11 月 30 日まで

2　講じた措置
標記勧告の趣旨に基づき、権現荘の客室の諸費用の返還について、平成 28 年 11 月 30 日付けで権現荘前支配人に請求を行った。
なお、本件請求に先立ち、前支配人から勧告にしたがい経費負担を行う旨の申出があった。

3　請求金額
40,280 円